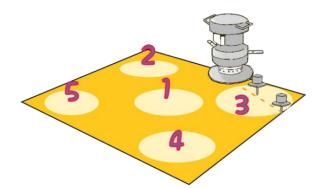
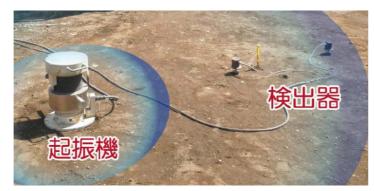
◆ 調査 表面波探査法による地盤調査が必要です

表面波探査法は、起振機と呼ばれる機械で人工 的にごくわずかな地震を起こします。

その際に地盤を伝わる振動を検出器と呼ばれる センサーでキャッチします。この振動の伝わる 速さを解析して地盤の強さを計測するのが表面 波探査法です。





調査は建物の4隅と中央の計5点を測定します。各調 査ポイントの地盤の強さ等を解析し、法令に基づい て総合的に結果を判定します。

【地盤保証の手続きの流れ】

手続きの流れ

①地盤保証のお申込み

NPO住宅地盤診断センター正会員企業へ表面波探査の地盤調査とともにお申込みください。



②地盤調査報告書の基礎提案、基礎考察に従った地業または地盤対策(補強)工事の実施 基礎考察の中で「表面波探査法による再度の地盤調査が必要」と明記された物件については、地業または地盤対策 工事後に、表面波探査法による再調査(効果確認)が必要となります。



③「地盤対策(補強)工事報告書」のご提出 ※地盤対策(補強)工事が必要と判定された物件のみ 地盤対策(補強)工事が必要と判定された物件については、地盤補強工事専門業者に工事をご依頼ください。一部の工法 を除き、指定工事会社制は採用しておりません。ただし、小口径鋼管杭等一部の工法については、工事実施前に当NPOと 工事施工業者様との間で、施工責任についての覚書を取り交わすことが必要となります。



④「地盤保証書発行申請書」のご提出

地盤保証は基礎着工時点から開始し、引渡日から満10年間、又は満20年間を経過した時に終了します。 ※着工後に地盤保証のお申し込みをいただいた場合、保証はお申し込みをいただいた時点から開始となります。



⑤「地盤保証書」および「保険契約証明書 (PLUS-L) 」の発行

保証書および保険契約証明書が到着したら内容をご確認の上、紛失しないように大切に保管してください。 保険契約証明書の物件名及び住所は調査お申込み時の名称での発行となります。

※地盤保証書の発行には、事前に地盤保証料のお支払いが完了していることが必要です。 ※保証書の再発行には2,000円(税抜)の手数料を頂戴いたします。保険契約証明書の再発行はいたしかねます。

保証団体

特定非営利活動法人 住宅地盤診断センター (2003年内閣府認証: 府国生第568号)

お問合せ NPO正会員 地盤調査専門会社 ビイック株式会社

〒113-0021 東京都文京区本駒込6-20-4 TEL: 03-3947-5800 FAX: 03-3947-7675

http://www.vic-ltd.co.jp

地盤保証制度のご案内



NPO住宅地盤診断センター